

## 令和元年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和元年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会を令和元年9月27日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 4名

欠席委員 3名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第7号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第8号…農地法第4条の規定による許可申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和元年度第3回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は13名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立  
会長 挨拶

本日の署名委員(10番 ●●委員 11番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第7号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第10号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、東京都●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 196 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 26 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 526 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月17日事務局の●●、譲受人●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第11号と12号は譲受人が同一人物であることから同時採決を行う。

○受付第11号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、四万十市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 613 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第12号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●番 面積 53 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 1448 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 127 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 15 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番 面積 176 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番● 面積 63 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番● 面積 40 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番● 面積 215 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番● 面積 199 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番● 面積 116 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番 面積 756 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番● 面積 59 m<sup>2</sup>  
 ●●字●● ●●番● 面積 19 m<sup>2</sup>

地目は●●字●● ●●番●は台帳、雑種地・現況、畑でその他は全て台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月20日事務局の●●、譲受人の●●さんと3人で現地確認を行いました。  
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第13号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、福井県●●の●●さん、●●歳、●●

高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 176 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月19日事務局の●●の2人で現地確認を行いました。  
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第14号（所有権移転）

[事務局 西森説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 106 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 183 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 112 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 200 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 1074 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 1342 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 1200 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 726 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 225 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番●● 面積 135 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 713 m<sup>2</sup>

地目は●●字●● ●●番、●●字●● ●●番●は台帳・現況ともに田でその他は全て台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月24日事務局の●●と2人で現地確認を行いました。  
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### ○受付第15号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業  
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業  
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 239 m<sup>2</sup>  
地目は台帳・現況とも畑になっております。  
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月18日事務局の●●と譲受人の●●さん3人で現地確認を行いました。  
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。  
1. 現地は、農地であることを確認。  
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。  
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。  
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。  
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。  
以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 取得権利者が町外

#### ○受付第4号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●  
譲受人は、兵庫県●●の●●さん、●●歳、●●  
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 311 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 144 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 354 m<sup>2</sup>

地目は、台帳は田・現況は畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月20日事務局の●●と譲受人の妹の●●さんの3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### 議案第8号

(農地法第4条の規定による許可申請の審議について)

#### ○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は 仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 272 m<sup>2</sup>のうち 113 m<sup>2</sup>

地目は台帳は畑・現況は休耕となっております。

転用理由は墓地新設の為となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月18日に事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 申請人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。  
この件については、全員賛成となり許可と決定する。

#### ○受付第2号

[事務局 ●●説明]

申請人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん  
土地の所在は 仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 617 m<sup>2</sup>のうち 33 m<sup>2</sup>  
地目は台帳・現況ともに畑となっています。  
転用理由は墓地新設の為となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月24日に事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 申請人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。  
この件については、全員賛成となり許可と決定する。

その他

農業委員研修について

以上で令和元年度第3回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●●

署名委員 ●●